

総務委員長報告

令和7年9月定例会

総務委員長報告をいたします。

総務委員会に付託されました議案の審査結果等について報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、「使用料及び手数料の額の改定等に関する条例」の条例案1件、「契約の締結について」の一般事件案2件、「令和7年度島根県一般会計補正予算（第3号）」など予算案3件であります。

これらの議案について、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれの議案も全会一致をもって、原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

次に、議案の審査過程における執行部からの説明、委員からの質疑、意見等のうち主なものについて報告いたします。

第100号議案「令和7年度島根県一般会計補正予算（第3号）」のうち、教育委員会所管分についてであります。

委員から、特別支援学校の児童生徒等の通学手段を維持するための福祉有償運送事業者への緊急支援事業について、福祉有償事業を含む事業全体の収支が赤字であることが補助要件となっているのは厳しいのではないかととの質問があり、執行部からは、関係の事業者へも聞き取りを行ったうえで、事業者が自ら進める経営基盤強化の成果が表れるまでの一時的な緊急支援であることを考慮し、検討を行った結果、今回の要件としたとの回答がありました。

次に、警察本部所管分についてであります。

委員からはNHK朝の連続テレビ小説「ばけばけ」を契機とした観光客の安全のため、道路標示修繕の予算を確保したことは適切と考えるが、県民や島根県を訪れる方の安全のためにも県内全域での予算の確保に努めてほしいとの意見がありました。執行部からは、今回は観光地対策として事業量を増やして実施するもので、県内全域での道路標示修繕については優先順位を付けながら、順次補修等の対応をしていきたいとの回答がありました。

次に請願の審査結果について報告いたします。

このたび新規に提出された請願第25号は、島根県議会において平成25年6月26日に採択された「日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願」とこれを基にして政府に出された意見書の撤回もしくは無効とする決議を求めるものであり

ます。この慰安婦をめぐる一連の問題については、令和5年9月定例会において、政府から改めて見解を示すことが適当であるとし、国に新たな意見書を提出するなど、県議会としての考え方について一定の整理を行ったところであり、現時点において、この考え方を変更する状況にはないとの理由から、全会一致をもって「不採択」とすべきとの審査結果でありました。

なお、継続審査中の請願については、いずれも結論に至る状況にないことから、引き続き「継続審査」とすべきとの審査結果でありました。

次に、報告事項など所管事項調査における質疑、意見等のうち主なものについて申し上げます。

まず、総務部所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「公立大学法人島根県立大学の令和6年度及び第三期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果について」では、委員から県立大学の評価委員会が、科学研究費の申請率が低調であるなど、以前から課題として指摘している事項については、県自らが県立大学の取組をしっかりと検証し、必要に応じ改善を求めていくべきではないかとの意見がありました。執行部からは、今後も評価委員会等を通じ必要な検証を行い、県としても課題解決に向けた支援を行っていきたいとの回答がありました。

次に、教育委員会所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「教職員の働き方改革の進捗状況について」では、委員から、時間外労働時間が減少しているとのことだが、教育の質の向上という点は現状どのようになっているのかとの質問がありました。執行部からは学校行事等の見直しを進める中で、単に削減をするのではなく、その削減による効果や代替行事についても検討するなど、教育の質を担保しながら改革を進めている。その結果、子どもたちと向き合う時間や教材研究、教員間での研究協議などの時間が増え、授業改善が進むなど教育の質の向上に繋がっているとの回答がありました。

また、執行部から報告のありました「部活動外部指導者制度に係る謝金単価の改定について」では、委員から、部活動の地域移行を進めるために、地域の指導者を充実させる必要がある。最低賃金も上昇する中、国に対し、部活動指導員の国の補助金単価の引き上げを強く要望してほしいとの意見がありました。執行部からは今後も国の状況を注視しながら対応していきたいとの回答がありました。

以上、総務委員会における審査の概要等を申し述べ、委員長報告といたします。